

事項九 日ソ間ノ利権交渉

1 石油・石炭利権

コト

三、露国労働法ヲ実施スルコト

二一八 一月九日

在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

労働者ノ待遇等ニ関スル条件ヲ協定シ調印ヲ

了セル件

第一六号

(一月十日接受)

山田ヨリ中里ヘ

八日貴電ノ趣旨ニ依リ交渉ヲ為シタルニ最低賃銀ニ関シ双方ノ意見ニ大ナル間隔アリ一致ヲ見ル能ハス結局組合側ノ

最低賃銀ヲ決定セス六月一日迄労働賃銀及待遇等ヲ現在ノ儘継続シ团体契約締結ノ際併セテ最低賃銀ヲ決スルコトトシ左記条件ヲ協定シ九日調印ス

一、労働者ノ賃銀食料品其他ノ物資ノ値段住居等ハ一月現在ノ儘変更セサルコト

二、本協定ニ関シ争議発生ノ節ハ「オハ」又ハ「アレキサンドロフスク」労働「インスペクター」ノ最後調停ニ依ル

シ左記条件ヲ協定シ九日調印ス

八日貴電ノ趣旨ニ依リ交渉ヲ為シタルニ最低賃銀ニ関シ双方ノ意見ニ大ナル間隔アリ一致ヲ見ル能ハス結局組合側ノ

最低賃銀ヲ決定セス六月一日迄労働賃銀及待遇等ヲ現在ノ儘継続シ团体契約締結ノ際併セテ最低賃銀ヲ決スルコトトシ左記条件ヲ協定シ九日調印ス

一、労働者ノ賃銀食料品其他ノ物資ノ値段住居等ハ一月現在ノ儘変更セサルコト

二、本協定ニ関シ争議発生ノ節ハ「オハ」又ハ「アレキサンドロフスク」労働「インスペクター」ノ最後調停ニ依ル

シ左記条件ヲ協定シ九日調印ス

一、労働者ノ賃銀食料品其他ノ物資ノ値段住居等ハ一月現在ノ儘変更セサルコト

二、本協定ニ関シ争議発生ノ節ハ「オハ」又ハ「アレキサンドロフスク」労働「インスペクター」ノ最後調停ニ依ル

却テ政府ハ利権者ニ利権者トノ合意ニ依リテ政府カ決定スル其ノ地域ヲ提供ストノ意志ヲ明示スルモノトシ且ツ両当事者ノ契約遵守ハ正当ナル相互關係ノ好キ保障ナリトシ同部ハ当方ノ請願ニ副ハントスル全幅ノ希望ヲ有スルモ右ハ同条ニ違背スル為メ組合ヲ満足セシムルコト能ハサル旨申シ来レリ察スルニ先方ハ当方カ先ンシテ調査ヲ為シ優良ノ場所ヲ選定セスマヤト顧慮スルト同時ニ權太調查隊編成準備未了ニテ故意ニ本件ヲ曲解遷延セシムルモノニアラサル力不取敢回電ス至急何分ノ御指示ヲ請フ

二二〇 四月二十一日 在アレクサンドロフスク鈴木總領事
幣原外務大臣宛(電報)

利権契約実施ニ伴フ問題ヲソ連当局ト交渉ノ

タメ當業社代表常置方稟請ノ件

第七号

利権契約実施ニ伴ヒ同事業上ニ関シ各種ノ問題惹起シ当地官憲ノ権限ニテハ解決シ難キ事件鮮ナカラス從テ此ノ種問題解決ノ為メ當業者ノ希望ニ副ヒ是非ナク本官ヨリ哈府乃

至浦鹽領事ニ該問題解決方申入レ居ル狀態ナル處問題ノ

九 日ソ間ノ利権交渉 二二〇 二二一

閔シ

合第九四号

二二一 四月二十三日 在浦潮渡邊總領事、在アレクサンドロフスク鈴木總領事代理各宛(電報)
利権契約実施ニ伴フ問題ノソ連当局トノ交渉

ハデキル限リ當業者自ラ事ニ當ルヨウ示達方

取計ラヒタル件

ハデキル限リ當業者自ラ事ニ當ルヨウ示達方

利権契約実施ニ伴ヒ同事業上ニ關シ各種ノ問題惹起シ当地官憲ノ権限ニテハ解決シ難キ事件鮮ナカラス從テ此ノ種問題解決ノ為メ當業者ノ希望ニ副ヒ是非ナク本官ヨリ哈府乃

至浦鹽領事ニ該問題解決方申入レ居ル狀態ナル處問題ノ

三一九

貴見至極尤モノ次第ナルニ付早速當業者へ達示方取計タル
処何分目下利権會社組織中ニ付当分ノ措置トシテ出来得ル
限り當業者ヲシテ自ラ事ニ当ラシメ貴官ニ於テ之ヲ斡旋援
助スル場合ニモ電報ハ露國側ニ對シ秘密ヲ要スルモノニ限
リ特ニ依頼電報ノ形式ニテ受理セラレタシ

(浦潮ヘハ) 哈府ニ転電アリタシ

二二二 五月六日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

石油ノ輸出問題等ニ關スル外務部ヨリノ回答

書報告ノ件

第一六一号

(五月七日接受)

貴電第二三号ニ關シ

外務部ヨリ左ノ要領ノ回答書ヲ送付シ越セリ

(一) 搬出石油ノ數量及比重等ニ就テ我方申入ハ異議ナシ

(二) 「バーレル」ノ価格ハ加州ニ於テ九月二十一日前一弗

二五仙、九月二十一日ヨリ一弗一〇仙トナル處本件搬出

カ九月八日ヨリ同二十六日ノ間ニ行ハレタルニ顧ミ平均

一弗二一仙トス

(三) 比重一九・八ノ石油一仏頓ハ六・七五「バーレル」ニ相

ノ件

第一六四号 (五月八日接受)

北樺太輸出石炭問題ニ關シ外務部ヨリ往電第一六一号ノ回
答書中ニ此際輸出石炭ニ関スル支払問題ヲ提起シタシトノ

趣ヲ以テ(一)右石炭ノ數量(二)「サガレン」F.O.B. 価格及

(三)報償ノ支払ハ金錢ニ拠リ得可キヤ否ヤノ点當業者ニ付問

合セ有度キ旨申添ヘ來レリ右搬出石炭トハ如何ナル範囲ノ

物ヲ指スヤ不明ナルモ右ハ「ソ」連邦側ノ同意ヲ得テ客年

來搬出セルモノノミニ關スルコトトシ前記諸点回電有度

情ト日本側ノ希望トニ顧ミ當業者カ作業ヲ中止セル際現ニ

有スル石炭ハ利権契約規定ノ租税及報償ヲ支払ヒ事情ノ許

ス限り速ニ之ヲ輸出シ得ヘキコトヲ認ムル旨並ニ本件地区

ニ存在スル財產ニ付テハ右ハ「ソ」連邦ノ所有ニ屬シ之カ

处分權ヲ當業者ニ認ムルコトヲ得サル旨回電シ越セリ

就テハ

(一)貴電第八七号ニ依レハ稼行繼續ハ「ロガートイ」ニ付テ
ノミ残リ居ル趣ナルカ右回答ニ依レハ之ニ對シ既ニ中止
ノ命令アリタルモノト認メラルル処現ニ如何ナル事情ニ
在リヤ御回示アリタシ

(二)財產処分權ノ点ニ付テハ石油及石炭關係ノ所有權問題ト
シテ客年往電第五七九号ニ依ル必要資料ノ御送付ヲ待ツ
テ之カ解決ヲ計ルコトトシ此ノ際ノ処置トシテハ処分權

問題ニ對スル我方意見ヲ留保スルニ止メ置ク方適當ト認
ムルモ何等御意見有ラハ回電アリタシ

(三)貴電第八七号中三菱ヨリ新組合ヘ名義變ヘノ点ニ付テハ
(イ)財產ノ引繼ヲ為ストスルモ現在ノ狀態ニ於テハ「ソ」

連邦側ハ之ヲ認メサルヘク結局問題ハ三菱及「ソ」連

邦間ノ所有權問題トシテ存スヘク

当スルヲ以テ報償額ハ二千二百五弗トス

四輸出税ハ之ヲ課税セス又一般規則ニ從ヒ支払ハル可キ其
他ノ租税及公課ニ關シテハ支払ヲ簡便ナラシムル為利権
契約ノ規定ニ基キ右ニ相當スル額ヲ全輸出ノ三・八四

「ペーセント」即千六百八弗九三仙トスル事ニ同意ナリ

(右文言ニ拘ハラス計算ニ於テハ利権契約條項ノ通全輸
出油ヨリ報償ヲ控除セルモノヲ基準シ居ルモノト認メラ
ル)

(五)州崎ノ納入セル布度税、船舶税及燈台税ハ四ノ金額ヨリ
之ヲ差引クヘキコト但シ其納入金ハ納入当日ノ莫斯科株

式取引所ノ相場(一弗一留九四五替)ニ依リ米貨ニ換算
シテ合計千四百五十一弗四十二仙

(六)支払金ハ米貨ヲ以テ浦潮國立銀行支店ニ払込マレ度キコ
ト

本件ハ右ニテ解決適當ト認メラル處何分ノ儀御回電有度
シ

二二三 五月七日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

外務部ヨリ輸出石炭ノ支払問題ニ關シ問合セ

機密公第七八号往信ニ關シ

外務部ヨリ當業者ニ對スル諸般ノ措置ニツキ

回答アリタルニヨリ關係者ヘ伝達方依頼ノ件

第一六五号

(五月八日接受)

外務部ヨリ當業者ニ對スル諸般ノ措置ニツキ

機密公第七八号往信ニ關シ

外務部ヨリ利権契約ニ依ル以外ノ稼行ヲ利権契約締結後繼
続スルハ「ソ」連邦ノ法律及北京條約ニ反ス從テ當該地方
官憲ニ對シ當業者カ其ノ稼行ヲ中止スル様措置方訓令セル
カ「ソ」連邦政府ハ北薩哈連ニ於テ冬季交通杜絶スル特殊事
件

九 日ソ間ノ利権交渉 二二四

三一一

九 日ソ間ノ利権交渉 二二五 二二六 二二七

(口)新組合カ利権地域外ノ稼行ニ関係ヲ有スルカ如キ状態

トナリテハ或ハ利権契約違反ノ口実ヲ「ソ」側ニ与フ

ルコトトナリ将来面倒ヲ起ス虞無キヲ保シ難キニ付名

義変ヘハ利権關係ノミニ限ル方適當ト認ム又

ハ利権地域外ノ稼行繼續ニ依ル石炭ノ輸出モ亦三菱名義

ト為ス方可ナルヘク若シ新組合ニ於テ輸出ストセハ或

ハ売買税等ノ問題ヲ起ス虞無シトセス

就テハ是等ノ点關係者へ可然御伝ヘアリタシ

二二五 六月三日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

連邦人民委員会議ノ可決セル季節労働ニ関ス

ル決定案要領報告ノ件

(六月四日接受)

六月三日(脱?)ニ拠レハ連邦人民委員会議ハ季節労働ニ
関スル決定案ヲ可決シ之ヲ中執委員会幹部会ニ回付シタル

趣ナルカ其要領左ノ通り

季節労働トハ自然及氣候ノ關係上六ヶ月間從業シ得ヘキモノヲ云ヒ右労働ニハ特ニ本案ニ定ムルモノヲ除キ一般労働

法ヲ適用ス労働条件ハ一般的の団体契約(タル契約)又ハ個

往電第三一四号ニ関シ

地質予備調査許可方拒絕ニ対シテハ直ニ抗弁ノ公文ヲ送ルト共ニ爾來交渉ヲ重ね居リタル處外務部ヨリ二十八日付公文ヲ以テ「ソ」連邦当局ハ本件拒绝ノ決定ヲ改ムル理由ヲ發見スルヲ得サル旨並ニ利権者ニ於テハ既ニ試掘地域選定ノ為協議開始方ニ關シ「ソ」連邦當該官憲ト交渉ヲ開始シ居レル趣ナルニ依リ之カ解決近キニアルヘシトノ旨申越セリ

二二八 十二月十日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

石油試掘地域決定期限ヲ延長シタキニツキ右

二關シ回訓方稟請ノ件

(十二月十一日接受)

貴電第二六四号ニ關シ

石油試掘地域決定期間延長ニ先方異存ナク公

文交換ヲ了シタル件

第五三四号 (十二月二十五日接受)

二二九 十二月二十四日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

石油試掘地域決定期間延長ニ先方異存ナク公

文交換ヲ了シタル件

第五五号 (十二月二十六日接受)

十日石油試掘地域確定會議ハ仮ニ商議カ直ニ今纏リタリト

スルモ調印ニハ尚未最高經濟會議及人民委員會議ノ決定ヲ要シ右手続ノ為ノミニテモ相当日子ヲ要スルヲ以テ此際利

權契約第十二条第二項ニ規定スル本件決定期限ハ是ヲ二月

一日マテ延長シタク我当事者側ニ於テモ右ニ關シ大使館ヨリ外務部へ手続方に付配慮アリタキ旨申出アリ我カ当事者

九 日ソ間ノ利権交渉 二二八 二二九

三二二

別的團體契約ヲ以テ之ヲ律スル事トシ労働契約ノ期間ハ全季節一定期間仕上期間及不定期ノ四種ニ分チ労働契約ノ解除ニ付テハ予メ評価農議委員会ノ同意ヲ要セサルモ解雇セラレタルモノハ爭議手続ニ依リ争フ事ヲ得ヘク労働時間ハ原則トシテ八時間トシ労働者ハ休暇ノ権利ヲ享有セス

二二六 七月十日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

ソ連側ガ北権太輸出石炭ニ対スル報償ノ現金

受取リヲ希望スル件

(七月十一日接受)

第二八四号

貴電第一四八号ニ關シ(北権太輸出石炭ニ対スル報償)
外務当局ハ追テ公文ニテ申出ツ可キモ「ソ」連邦側ハ本件

報償ヲ現金ニテ受ケ取り度ク尤モ輸出石炭ノ数量ノ点ニ付

テハ異議ヲ留保スルモノナル旨當業者へ通セラレ度シト述ヘタリ右不取敢

二二七 八月二十八日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

地質予備調査ノ許可拒絶ニ關スル件

第三七二号

(八月二十九日接受)

ハコレニ同意ヲ与ヘタル趣ナリ本件ハ北京議定書(乙)第二項ノ規定ノ關係ヲ考慮スル要アル所右ニ就テハ外務部宛公文ヲ以テ日本政府ハ石油公社ハ「ソ」連邦政府ト協議ノ上相当ノ期間前記契約條項ノ本件決定期限ヲ延長スルコトニ異議ナキ旨申送リ先方ヲシテ右了承ノ旨確認セシムルト共ニ当事者ヲシテ文書ニ依リ右協定ヲナサシムルコト最モ適当ト認ム就テハ右ニ關シ何分ノ儀至急御回訓アリタシ

別的團體契約ヲ以テ之ヲ律スル事トシ労働契約ノ期間ハ全季節一定期間仕上期間及不定期ノ四種ニ分チ労働契約ノ解除ニ付テハ予メ評価農議委員会ノ同意ヲ要セサルモ解雇セラレタルモノハ爭議手続ニ依リ争フ事ヲ得ヘク労働時間ハ原則トシテ八時間トシ労働者ハ休暇ノ権利ヲ享有セス

三二三

記ノ次第並利権契約ノ當該項カ北京議定書乙ニ基礎ヲ有スルモノナルニ鑑ミ本官ハ「ソ」連邦政府ノ名ニ於テ右一年期間ヲ明年二月一日迄延期スルコトニ異議ナキ旨通告ス
トノ趣旨ヲ申越シ本使ヨリ同日付ヲ以テ日本政府ノ名ニ於テ右ニ同意ノ旨回答スルコトナリ二十三日右公文ノ交換ヲ了セリ尚利権委員会本部ト当業者側トノ間ニ於テハ双方ノ署名セル十日ノ會議「プロトコール」ニ本件延期ノ決定ヲ記載セルニ付別ニ文書ノ交換ヲナササルコトセリ
関係書類写郵送ス

2 森 林 利 権

二三〇 一月十日 在ハバロフスク川角總領事代理ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

短期契約ニツキ交渉ノ結果マトマリタル条件

報告ノ件

第六号

往電第五号ニ閲シ成田代理神野ヨリ露領漁業組合藤田ヘ左

ノ通(電信料依頼人扱)

右ニテ差支ナケレハ直ニ契約テキル至急返電乞フ
ト以内ニテ纏ル見込アリ此点御委セヨ請フ尚林務官舍建設ハ拒絶セルモ長期成立セハ必要ナル建物故此際建設セヨト言フ

二三一 一月十一日 広田欧米局長ヨリ
門野露領林業組合長宛

林業利権ニツキ速力ニ契約ヲ希望ストノチチ

短期契約種々交渉ノ結果条件ハ
石数十五万石(150,000)以上成田氏名義ニテモ差支ナキモ「モスコー」ヘ電照中
施業費撤廃

林務官舍一棟建築費五千ルーブル(5,000)納入ノ事

木代、蝦夷、椴、落葉松、小丸太四カペック、中丸太五カペック、大丸太六カペック紅松中丸太八カペック、スンケンボウハ從来ノ通木代単価ノ二十五パーセント割増ノ事此短期契約ハ長期成立セハ無条件解約ノ事ホカ「グロデツキ」案ト同様木代二十五パーセント割増ニ反対セルモ外國資本家ニ対シ短期払下ヲスルハ今回カ始メナル故割増ナシテハ許可出来ヌト言フ乍併二十五パーセント以内ニテ纏ル見込アリ此点御委セヨ請フ尚林務官舍建設ハ拒絶セルモ長期成立セハ必要ナル建物故此際建設セヨト言フ

エリンノ談話ニ閲スル田中大使ノ報告内報ノ

件

欧一機密第三九号(機密)

大正十五年一月十一日

歐米局長 広田 弘毅(印)

(京橋大倉組氣付)
露領林業組合長 門野 重九郎殿

林業利権ニ閲スル「チヂエリン」談話ノ件

在「ソヴィエト」連邦田中大使カ本月六日外務人民委員「チヂエリン」ニ會見ノ節林業利権ニ閲シ「チヂエリン」ハ「ハバロフスク」ニ於テ既ニ大体話合纏リ居ルニ付可成速ニ莫斯科ニ代表者ヲ派遣シ契約ノ成立ヲ見ルコトヲ望ムト述ヘタルニ依リ右ハ甚夕結構ナリ東京へ報告シ置クヘシト答ヘ置キタル旨電報アリタルニ付御参考迄茲ニ内報ス

二三一 一月十五日 門野露領林業組合長ヨリ
廣田欧米局長宛

林業利権契約ノタメ派遣スル代表等ノ氏名通報及ビヤンソンノ交渉権限ニツキ問合セノ件

大正十五年一月十五日

九 日ソ間ノ利権交渉 二三二

一行氏名

代表 梅 浦 健 吉
委員 石 上 林 二 郎

敬具

露領林業組合長 門野 重九郎(印)
外務省
歐米局長 広田 弘毅殿
対露領林業利権ニ閲スル件
右件ニ閲スル一月十一日付第三十九号御書面難有御請仕候
代表派遣ノ件
上記御転電ノ御趣旨ニヨリ早速協議ノ結果代表及委員等一行左記ノ通り決定本月末出立ノコトニ相成候間右ノ次第「ソヴィエート」連邦当局者へ御通報相煩度尚一行ノ渡露ニ對シ諸事便宜ヲ与ヘラレ候様御高配願上候
尚今回着任ノ「ヤンソン」商務官ニ於テ林業利権交渉ニ応スル意向ヲ有スル如キ口吻ヲ洩ラシ居候處同氏ハ果シテ斯カル權限ヲ有シ居ルヤ又本国政府ニ於テ同氏ヲシテ当地ニテ交渉セシムル意向ヲ有セラルモノナリヤ等御照会被成下候ハハ幸甚ニ存候

三二五